

日付：2004年8月19日

提出元：NTT 東日本

題名：干渉計算における 2.7km 以遠での TCM-ISDN の扱いについて

1. はじめに

本寄書は、課題管理表 C.4.4.1「2.7km 以遠で ISDN をカッド内干渉源としないか？」に対する弊社の考えを述べるものである。

2. 干渉計算における 2.7km 以遠における TCM-ISDN の扱いに対する弊社の考え

本課題は、課題表 C.4.4 の「TCM-ISDN と同等の干渉源の導入を防ぐ」ことを趣旨とした課題とは異なる課題提起であることを初めに確認したい。

本課題の趣旨は、「ループ抵抗 (810) 制限により、0.4mm ポリエチレン絶縁ケーブルでは原則 (設計上) 2.7km 以遠ではアナログ電話回線 (ADSL 重畳芯線) と ISDN は同一カッド内に収容しない (SMS-8-13 抜粋)」という理由の元、2.7km 以遠で TCM-ISDN を干渉計算のカッド内干渉源とはしないことを ACCA 殿が提案されていると受け止めている。

弊社は、SMS-09-15、SMS-11-05 により、0.4mm ポリエチレン絶縁ケーブルにおける換算線路長で 5km まで、かつ、直流抵抗値が 810 を超える場合においても 2W ケーブルで提供されている TCM-ISDN が存在することを実データを持って確認した。以上のことから、JJ100.01 第 3 版においても TCM-ISDN 回線を第 2 版と同様に、0.4mm ポリエチレン絶縁ケーブルにおける換算線路長で 5km まで、与干渉源として干渉計算に含めるべきと考える。

なお、ACCA 殿は、「計算モデルは、現実の環境を反映したモデルとすべき。」とも提案を行っている。弊社が確認したデータは、十分に現実の環境について確認できているものとする。

C.4		線路モデル, 干渉源, 計算方法	
C.4.4.1	オープン	2.7km 以遠で ISDN をカッド内干渉源としないか?	SMS-08-13, SMS-09-15 SMS-09-16, SMS-09-17 SMS-10-08, SMS-11-07

以上